

ごみステーション！

問環境センター ☎ (23) 0022



分別・指定ごみ袋について知っておこう

4月は異動・転勤といった転入出の時期です。新しく土別に転入された方は、ごみに関する本市のルールを、ホームページやしべつ暮らしナビの「分別事典」で確認して出しましょう。

今年最初の
剪定枝収集です

- ▼ 4月19日(水) ↓ 朝日地区
- ▼ 4月20日(木) ↓ 土別市街地区
- ▼ 4月27日(木) ↓ 温根別・西土別・学田・南土別・武徳・下土別・北町
- ▼ 4月28日(金) ↓ 上土別・中土別・川西・多寄地区

〈剪定枝の出し方〉

- ▼ 太さ20センチ未満のものを、長さ60センチ未満に切りそろえ、ひもで束ねてください。
- ▼ 針金や番線などの硬いもので束ねないでください。
- ▼ 一度に出せる量は5束までです。
- ▼ 葉がついていても収集します。

環境センターを
臨時開場します

4月9日(日)午前9時から午前11時30分まで臨時開場します。

持ち込めるごみは、家庭系粗大ごみだけで有料です。

※一般・資源ごみ・生ごみ・事業系ごみは持ち込めません。

昨年度までと取り扱いが変わるのでご注意ください。

※料金の支払いは、「スマホ決済アプリ」が利用できます。

粗大ごみの申し込み
数量が変わります

現在、粗大ごみの申し込みは6品目までとし、同じ品目は、数量を問わず受け付けていますが、片付けや引っ越しなどの「一時多量ごみ」と思われる申し込みが非常に多い状況です。

このため、令和5年度からは「申し込み数量を6品(6個)まで」に変更します。

〈例〉座布団10枚の場合

申し込めるのは6枚まで。他の品目を出すことはできません。

7品(7個)以上になる場合は、直接、環境センターへ搬入していただくか、市の許可を受けた収集運搬業者へ処理を依頼してください。

なお、収集運搬業者へ依頼される場合、処分手数料のほかに運搬費などがかかります。

衛生ごみ袋支給
忘れずに申請を

社会的配慮が必要な世帯に対し、指定の衛生ごみ袋を支給します。対象となる世帯は、忘れずに申請しま

しょう。

- ① 3歳児未満の子どもがいる世帯
- ② ストマ装具の給付世帯
- ③ 紙おむつの給付世帯
- ④ 身体障がい者手帳の1・2級の交付を受けていて、障がい区分が下肢・体幹に該当し、現に紙おむつやストマ装具・集尿袋などの装具を利用している世帯

〈申請先〉

- ・市民課
- ・福祉課
- ・朝日支所
- ・各出張所

ダメ！ポイ捨て

雪解け後の空き地や道路などで、たばこの吸い殻や空き缶、ペットの糞などが目立ちます。

ごみのポイ捨ては、不法投棄と同じ「犯罪」ですので、絶対にしないでください。

※道路敷地などの公共用地で拾ったごみは、環境センターへ事前連絡し、「透明または半透明のごみ袋」に入れて、「道路ごみ」と分かるように出してください。(マジックで書く・張り紙をするなど)

事前連絡がないと収集できません。ご協力をお願いします。

